



佐賀県公報

平成19年
7月18日
(水曜日)
第 12931号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更 (三八二・道路課) 一
- 道路の供用開始 (三八三・) 一
- 公平委員会の事務の受託の廃止 (三八四・市町村課) 一

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二
- 胸部検診車の購入に係る一般競争入札 (健康増進課) 二
- 第三十六期佐賀県労働委員会使用者委員の欠員補充の手続 (雇用労働課) 四
- 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 (まちづくり推進課) 六
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 六

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月十八日から平成十九年八月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十八日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	変更前の別	幅員延長
梅野有田線 区 間 武雄市武内町大字梅野字上黒木 乙一四三三二番一地先から 武雄市武内町大字梅野字上黒木 乙一四三三八二番地先まで	後	三四・五 一四・三
	前	三四・〇 一二・八
武雄市武内町大字梅野字上黒木 乙一四三三二番一地先から 武雄市武内町大字梅野字上黒木 乙一四三三八二番地先まで	後	二二一・〇
	前	二二一・〇

◎佐賀県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年七月十八日から平成十九年八月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十八日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
梅野有田線 区 間 武雄市武内町大字梅野字上黒木乙一四三三二番一 地先から 武雄市武内町大字梅野字上黒木乙一四三三八二番地 先まで		平成一九・七・一八

◎佐賀県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、佐賀県は、次に掲げる町及び一部事務組合から受託している公平委員会の事務について、その受託を平成十九年九月三十日限り廃止する。

平成十九年七月十八日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 川副町
- 二 東与賀町
- 三 久保田町
- 四 川副町・東与賀町清掃組合
- 五 佐賀地区衛生処理組合

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年9月6日までにさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年7月18日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあつた年月日
平成19年7月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人まち研武雄
- (2) 代表者の氏名 松尾英昭
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県武雄市武雄町大字昭和8番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、パートナー型まちづくりを目指して住民主体の住まいづくり、まちづくりを支援し、地域に根ざした住まいづくり、まちづくりの推

進を図り、魅力ある武雄の形成に寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月18日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 岩 瀬 達 雄

- 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量 胸部検診車（肺がん検診車） 1台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成20年2月29日（金）

(4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県健康福祉本部健康増進課

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 当該検診車を期限内に納入できる者であること。

(4) 当該検診車の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納

<p>人先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札参加申込書及び作業着手から納入までの作業計画書を平成19年8月17日(金)午後5時までに下記4の(1)の部局に提出しなければならない。提出された入札参加申込書及び作業計画書を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。なお、提出した計画書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>4 入札手続き等</p> <p>(1) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法</p> <p>ア 交付期間 平成19年7月18日(水)から平成19年8月15日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 交付場所 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟3階 佐賀県健康福祉本部健康増進課 地域保健担当</p> <p>ウ 交付方法 イの部局で随時交付する。また、佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp)にも同期間掲載する。</p> <p>(2) 入札参加申込書及び作業計画書の受付期間、受付場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成19年7月18日(水)から平成19年8月17日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 受付場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送によること。 なお、郵送の場合、書留郵便によること。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 (1)の部局に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便によること。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成19年8月28日(火)午前10時必着</p>	<p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年8月28日(火)午前10時15分</p> <p>イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟9階 92号会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは真書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供すること可)。ただし、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(3) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは真書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供すること可)。ただ</p>
--	--

<p>し、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者</p> <p>キ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>	<p>(7) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(8) この調達契約は、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be purchased : A car with X-ray installation for lung cancer check-up</p> <p>(2) Delivery period : February 29, 2008</p> <p>(3) Time limit for tender : 10:00am., August 28, 2007</p> <p>(4) A contact point for the notice : Health Promotion Division, Health & Welfare Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-city, Saga 840-8570, Japan. TEL 0952-25-7074</p> <p>佐賀県労働委員会の第36期使用者委員 新里正巳の辞任に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠の使用者委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続きを次のように定めたので公告する。</p> <p>平成19年7月18日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 推薦に係る提出書類</p> <p>(1) 推薦書（様式）</p> <p>(2) 被候補者の履歴書</p> <p>(3) 佐賀県労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書</p> <p>2 推薦に係る書類の提出期限</p> <p>平成19年8月18日</p> <p>3 推薦に係る書類の提出先</p> <p>佐賀県農林水産商工本部雇用労働課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）</p>
---	--

様式

年 月 日

佐賀県知事 古川 康 様

使用者団体名 印代表者氏名 印

佐賀県労働委員会の使用者委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職	略 歴

注 1 推薦資格を有する使用者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるもの又は業務の主な部分を占めているものであること。

2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しない者であること。

3 氏名には「ふりがな」を付けること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成19年7月18日

佐賀県知事 古川 康

1 開催の日時及び場所

日時 平成19年8月10日（金）午後7時から

場所 佐賀郡川副町大字西古賀260番地1 西川公民館

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画法

川副都市計画の変更

3 都市計画法の概要

(1) 変更

ア 変更の対象とする都市施設

川副都市計画における道路

イ 変更の対象とする道路

3・5・2号川副線

ウ 変更の内容

3・5・2号川副線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 佐賀郡川副町大字南里字二本谷、字飛入地、字西南里

飛入地、字西南里、字三本谷、字一本杉、字五本松、字

二本柳、字三本柳及び字四本谷地内

4 都市計画法の縦覧場所

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所有明海沿岸道路整備室及び川副町建設下水道課で平成19年8月3日（金）まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成19年8月3日（金）までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

佐賀市内一丁目1番59号（電話0952-25-7159）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月18日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	唐津市神田字石ヶ元2351番1	平成19年7月6日	5.52	30.64 (30.27)

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

